

令和6年度むつ市スポーツ振興事業運営費等補助金交付要綱

令和6年4月1日

むつ市告示第86号

(趣旨)

第1条 市は、スポーツを振興することにより、市民並びに競技者の心身の健全育成及び地域経済の発展を図るため、各種大会の開催等の事業を行うスポーツ関係団体に対し、予算の範囲内において、むつ市スポーツ振興事業運営費等補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、むつ市補助金等に関する規則(昭和61年むつ市規則第16号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助区分、補助事業等)

第2条 補助区分、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(申請書等)

第3条 補助金の申請は、むつ市スポーツ振興事業運営費等補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定等)

第4条 市長は、前条の申請があったときは、速やかに書類の審査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の補助金の交付の決定の通知は、むつ市スポーツ振興事業運営費等補助金交付決定通知書(様式第4号)によるものとする。

(補助金の交付の条件)

第5条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

(1) 補助事業について、次に掲げる重要な変更をする場合には、むつ市スポーツ振興事業変更承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けること。

ア 事業実施主体又は事業内容の変更

イ 事業費の20パーセントを超える増減

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、むつ市スポーツ振興事業中止（廃止）承認申請書（様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由及び事業遂行状況を記載した書類を市長に提出し、その指示を受けること。

(4) 補助事業により派遣した講習会、大会を欠席した場合には、欠席者を対象として交付した補助金の全額を返還すること。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

(5) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から5年間保管しておくこと。

（申請の取下げの期日）

第6条 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（補助金の交付の方法）

第7条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、市長が必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

（補助金の請求）

第8条 補助金の請求は、むつ市スポーツ振興事業運営費等補助金（概算払）請求書（様式第7号）を市長に提出して行うものとする。

（実績報告）

第9条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日（補助事業の廃止の承認を受けた場合は、その日）から起算して60日を経過した日又は令和7年5月30日のいずれか早い期日までに、むつ市スポーツ振興事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

(1) 事業実績書（様式第9号）

(2) 収支決算書（様式第10号）

(3) 大会結果等

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 規則第13条の規定による補助金の額の確定は、むつ市スポーツ振興事業運営費等補助金確定通知書(様式第11号)によるものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助区分	補助事業	補助対象経費	補助金の額
スポーツ関係団体事業運営費補助	むつ市スポーツ協会又はむつ市が主体となって組織する各種大会実行委員会が行うスポーツ事業	1 報酬 2 給料 3 職員手当、法定福利費等 4 報償費 5 旅費（交通費、宿泊費）	補助対象経費の全額
スポーツ事業開催費補助	むつ市を会場として開催するスポーツ事業（むつ市スポーツ協会加盟団体又は高等学校体育連盟が主催（主管）する大会で、全国、東北又は青森県大会相当の大会に限る。）	6 需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費、燃料費） 7 委託料 8 役務費（保険料、郵便宅配料、洗濯料、手数料、通信料） 9 使用料及び賃借料 10 負担金補助及び交付金	補助対象経費の全額（ただし、青森県大会は2万円、東北大会及び全国大会は15万円を上限とする。）
少年スポーツ育成事業費補助	各スポーツ界のトップアスリート等を招き、小・中学生を対象に開催するスポーツ教室事業	（ただし、2、3、7はむつ市スポーツ協会運営事業に限る。）	補助対象経費の2分の1以内の額
全国ボート場所在市町村交流レガッタ参加事業費補助	全国ボート場所在市町村協議会が行う全国ボート場所在市町村交流レガッタにかかる参加費用	1 交際費（レセプション費用） 2 役務費（洗濯料） （レセプションに出席した場合に限る。ただし、市長が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。）	補助対象経費の全額